

平成31年度 第1回正副管理者会議議事要旨

【1】開会

【2】管理者あいさつ

< 管理者 > 令和元年5月20日に招集予定の議会臨時会に上程を予定している議案についてご審議をいただきたい。また、現消防体制の組織維持に関する申し入れ書、消防庁舎整備事業、可燃物処理施設整備事業についても事務局より説明させていただく。

【3】議事

[1] 議会臨時会（令和元年5月20日招集予定）提出議案

1 令和元年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算（第1号）

≪議案第12号≫（案）

< 事務局 > 歳入歳出の総額で74,099千円の増額補正を計上したいと考えている。まず歳出の内容であるが、1点目が環境クリーンセンター外壁屋根改修工事によるものである。本工事は平成30年度、令和元年度で債務負担行為を設定しているものであり、平成30年度は契約金額の4割の前払金の支出を予定していたが、請負業者から請求がなかったため、その分について令和元年度予算に計上するものである。もう1点はNet119によるものである。こちらは聴覚障がいや言語機能障がいなどの音声による119番通報が困難な方がスマートフォンや携帯電話からインターネットを使って119番通報ができるシステムであり、県内の3消防局で足並みを揃えて9月から導入するよう補正を行うものである。歳入の主な内容は、智頭町の火葬事務加入に伴うものである。加入に伴い、智頭町から64,589千円の特別負担金を令和元年度から令和3年度までの3年間で受入れさせていただき、他の市町の負担金に充当させていただく。組合債については環境クリーンセンター外壁屋根改修工事の財源として53,200千円を充当するものである。

< 管理者 > この件について、事務局提案のとおり議会に上程することとしてよいか。

< 副管理者 > [了承]

2 鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について

≪議案第13号≫（案）

< 事務局 > 不正競争防止等の一部を改正する法律の施行による工業標準化法の一部改正、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、条例改正を行うものである。

< 管理者 > 改正条例は7月1日施行か。

< 事務局 > 工業標準化に係るものは7月1日からの施行であり、住宅用防災警報器の設置免除に係るものは公布日からの施行である。

< 管理者 > この件について、事務局提案のとおり議会に上程することとしてよいか。

< 副管理者 > [了承]

3 財産の取得について《議案第14号》(案)

< 事務局 > 平成11年に湖山消防署に配備した車両の更新に伴い新たな車両を取得するもので、緊急消防援助隊で使用予定の災害対応の特殊化学消防ポンプ自動車である。指名競争入札により62,400,000円(税抜)で株式会社吉谷機械製作所が落札した。

< 管理者 > この件について、事務局提案のとおり議会に上程することとしてよいか。

< 副管理者 > [了承]

4 鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任について

< 事務局 > 監査委員2名のうち、識見を有する者の監査委員が7月22日で任期満了となるため、監査委員の選任について議会の同意を得るものである。

< 管理者 > この件について、事務局提案のとおり議会に上程することとしてよいか。

< 副管理者 > [了承]

[2] その他

1 現消防体制の維持管理に関する申し入れ書について

< 事務局 > 平成31年2月の本組合議会全員協議会で消防体制研究会について報告を行った。その後、最終の消防体制研究会が3月19日に行われている。消防体制研究会の検討は平成30年度で終了し、その後は実務者レベルで検討することとなっている。東部広域を組織する1市4町の議会では、「現消防体制の組織維持に関する決議」を3月20日に智頭町議会で、3月22日に鳥取市議会、岩美町議会、若桜町議会、八頭町議会で決議していただき、4月16日に1市4町の議長が知事と県議会議長に決議書を提出されている。

2 消防庁舎整備事業について

< 事務局 > 岩美消防署の整備事業は平成29年度から整備を開始し、平成31年3月15日で工事が完了となり、平成31年3月28日から運用を開始している。工事費は約390,000千円であった。今年度、外構工事と旧消防署の解体工事を行う。八頭消防署の整備事業は平成30年度から今年度の2月までを工期として整備を進めており、工事費は約350,000千円である。現況としては基礎工事等を行っている。智頭出張所の整備事業は今年度から令和3年度までの3年間での整備を予定している。建物は鉄筋コンクリート造の平屋、又は2階建てで、延面積は約800㎡を想定しており、現在、設計に向けた準備をしている。今年度は地盤変動影響調査と地質調査の実施を予定している。

3 可燃物処理施設整備事業について

< 事務局 > 現在、敷地造成工事が順調に進んでいるところである。6月10日に敷地造成工事の平場部分をプラント工事業者へ引渡し、8月2日に安全祈願祭とプラント建設工事の起工式を予定している。8月中旬にはプラント工事に着手し、ごみピットの外堀に係る工事から始める予定である。

【4】その他

[1] 今後の行事予定について

[2] その他

【5】閉 会